

ウナギをめぐる状況と対策について

令和 8 年 7 月

水産庁

ウナギ属の種類

- ウナギ属は世界に19種・亜種が生息。そのうち、広く食用とされる種は主に4種(ニホンウナギ、アメリカウナギ、ヨーロッパウナギ、バイカラウナギ)。
- 調理法としては蒲焼き(日本などアジア地域)、燻製(欧州)、シラスウナギのアヒージョ(欧州)など。

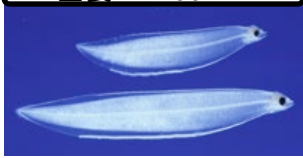
ニホンウナギ

日本を含む東アジアに生息。成長につれて体色が定着・変化する。

生活史の大部分を河川で過ごし(体側が黄味を帯びるため黄ウナギと呼ばれる)、成熟すると金属光沢をもつ銀ウナギに変化。産卵のため河川から海へ移動する。我が国の内水面養殖において重要な位置を占める。

レプトセファルス

全長12~60mm



シラスウナギ

全長50~60mm



クロコ

全長約50~80mm



黄ウナギ

全長約80mm~30cm



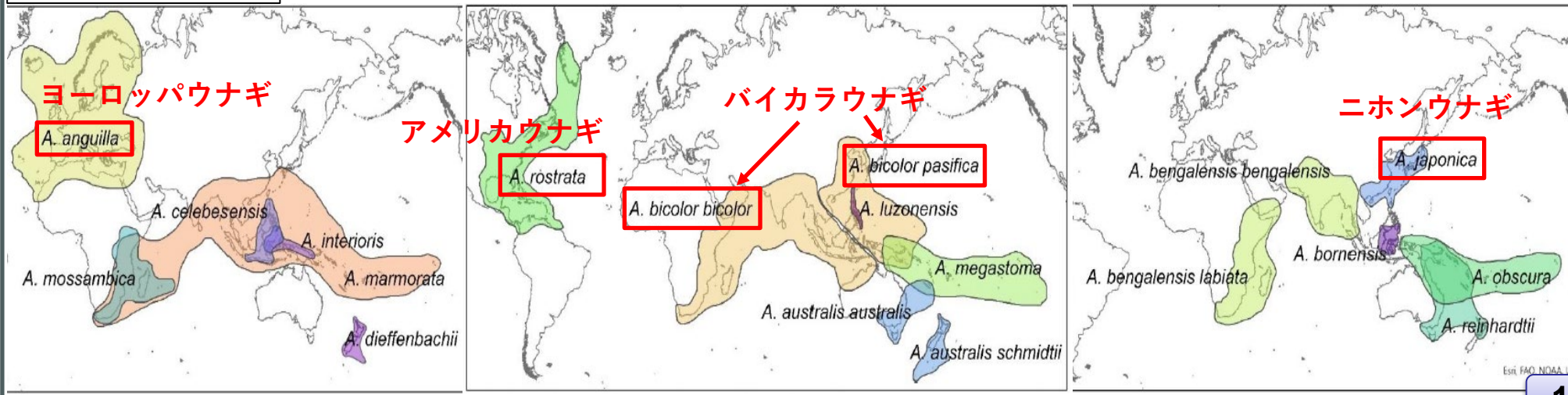
銀ウナギ

(下リウナギ)

全長約45cm~

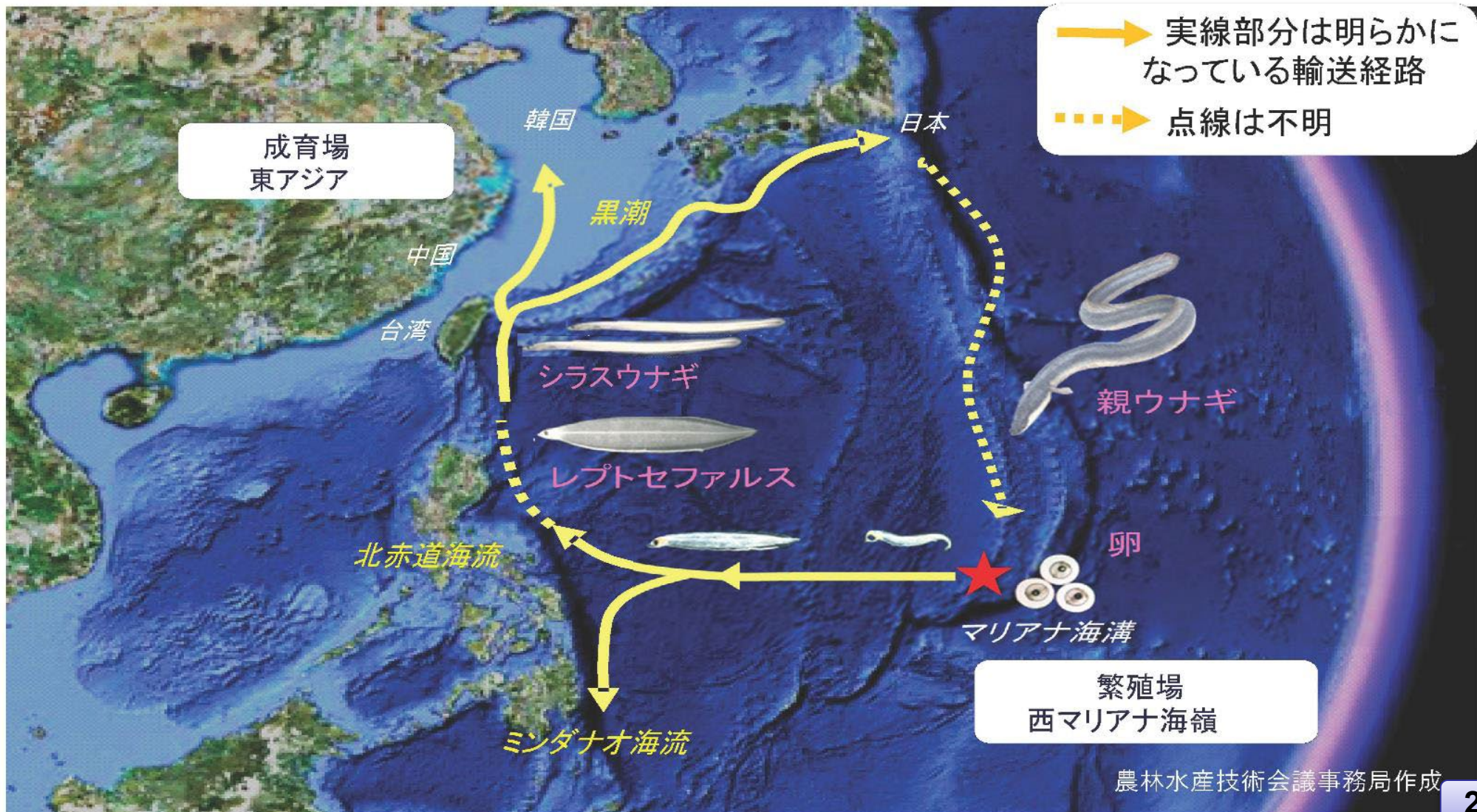


ウナギ属の分布



ニホンウナギの一生

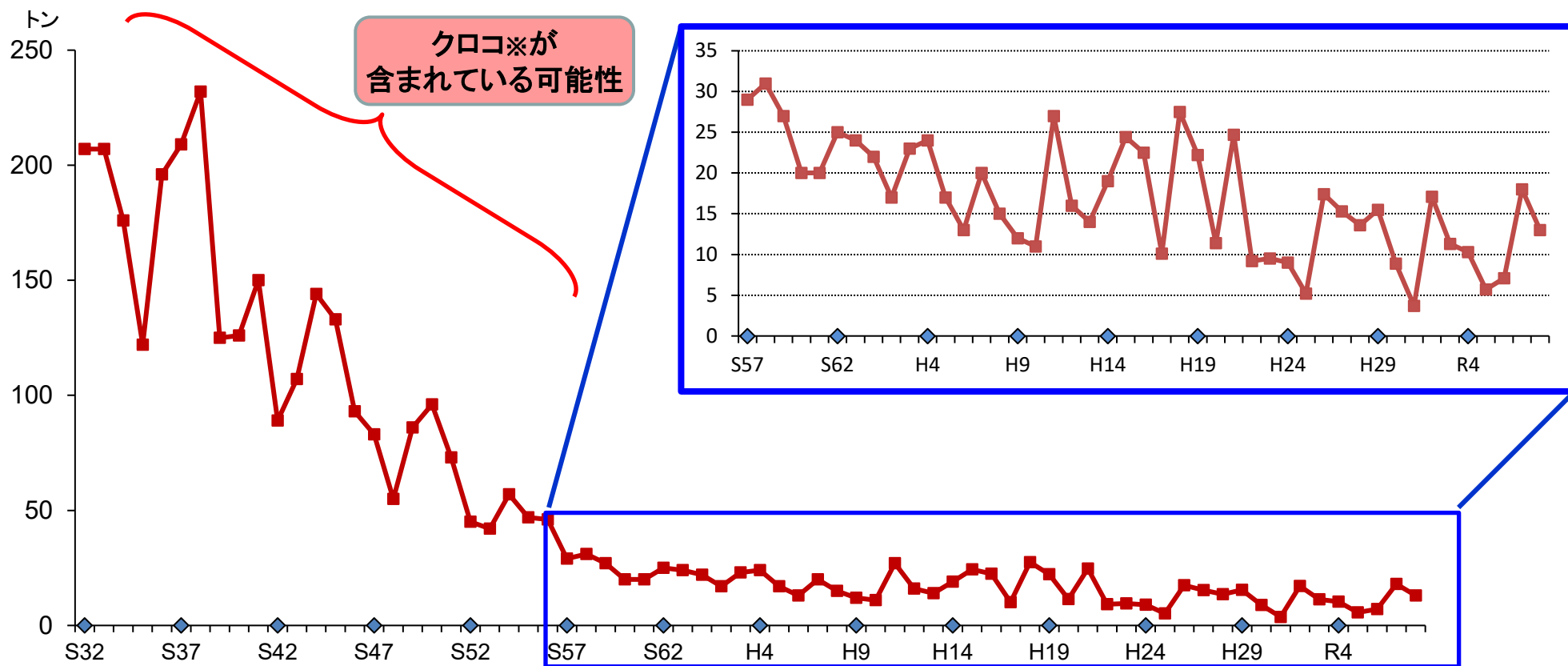
- ニホンウナギは、日本から約2,000km離れたマリアナ諸島付近の海域で孵化し、仔魚、レプトセファルス、シラスウナギと成長しながら東アジアへ回遊。その後、河川や河口域で5年から15年をかけて成長した個体(成鰻)となり、産卵のためマリアナ諸島付近に回遊すると考えられる。産卵場が特定されたのは、研究開始から36年が経過した平成23年の出来事であり、依然としてその生態に未解明な点が多く、現在もなお調査を継続中。



ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の国内における採捕状況について

- ニホンウナギ稚魚の採捕量は、昭和30年代以降大きく減少し、昭和50年代後半まで減少基調にあったが、その後は概ね5トンから30トンの間で推移している。
- この採捕量の変化は、年々の養殖技術の進歩、養殖経営体の減少によりシラスウナギの需要が減少したことなど、社会経済的な側面も影響していることに注意が必要。

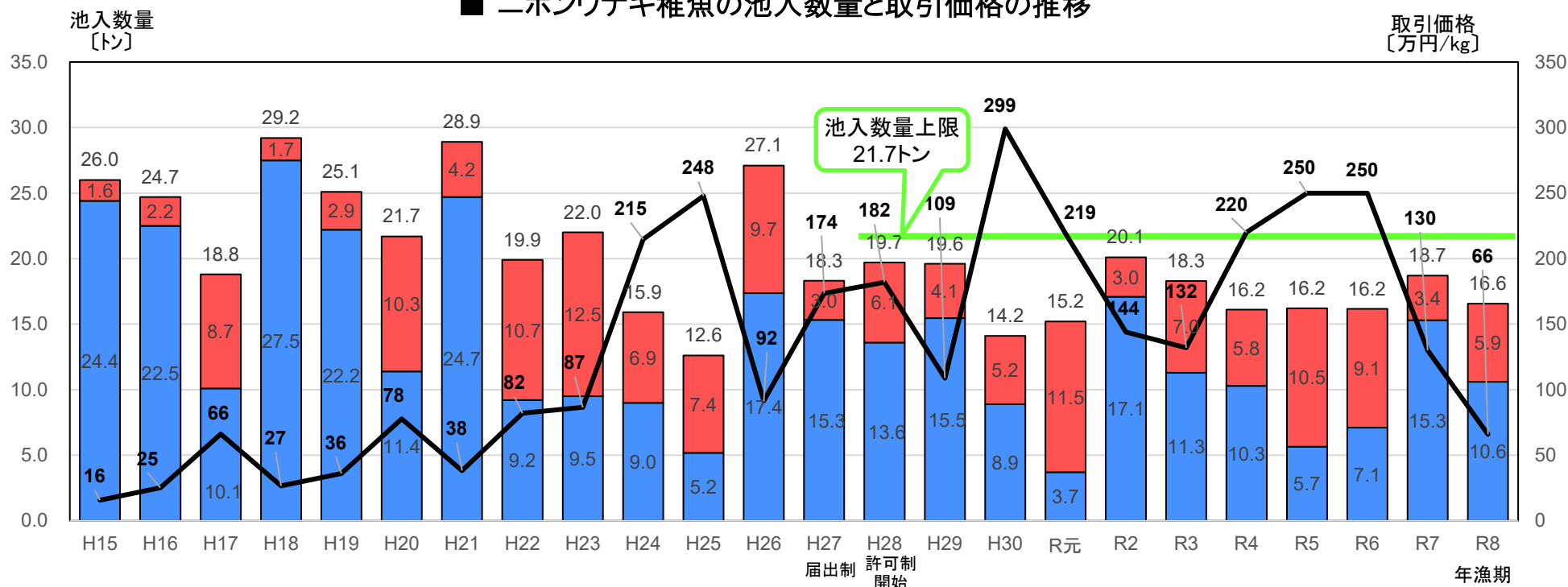
■ニホンウナギ稚魚 国内採捕量の推移



ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の池入れ動向について

- 養鰻業者は、シラスウナギの採捕状況・取引価格や成鰻(せいまん)の在庫量等を勘案して池入れする量を決定。国内のシラスウナギの採捕量が低調と見込んだ養殖業者が多い場合などには海外からの輸入量が増加する傾向。
- 令和8年漁期(令和7年11月～翌年5月)は、池入数量は平年並みの16.6トンとなった。また、種苗の取引価格は2漁期連続で下落した。これは、昨漁期に池入れされた成鰻の在庫量が多く、池入れ需要が弱かったものと推測される。

■ ニホンウナギ稚魚の池入数量と取引価格の推移

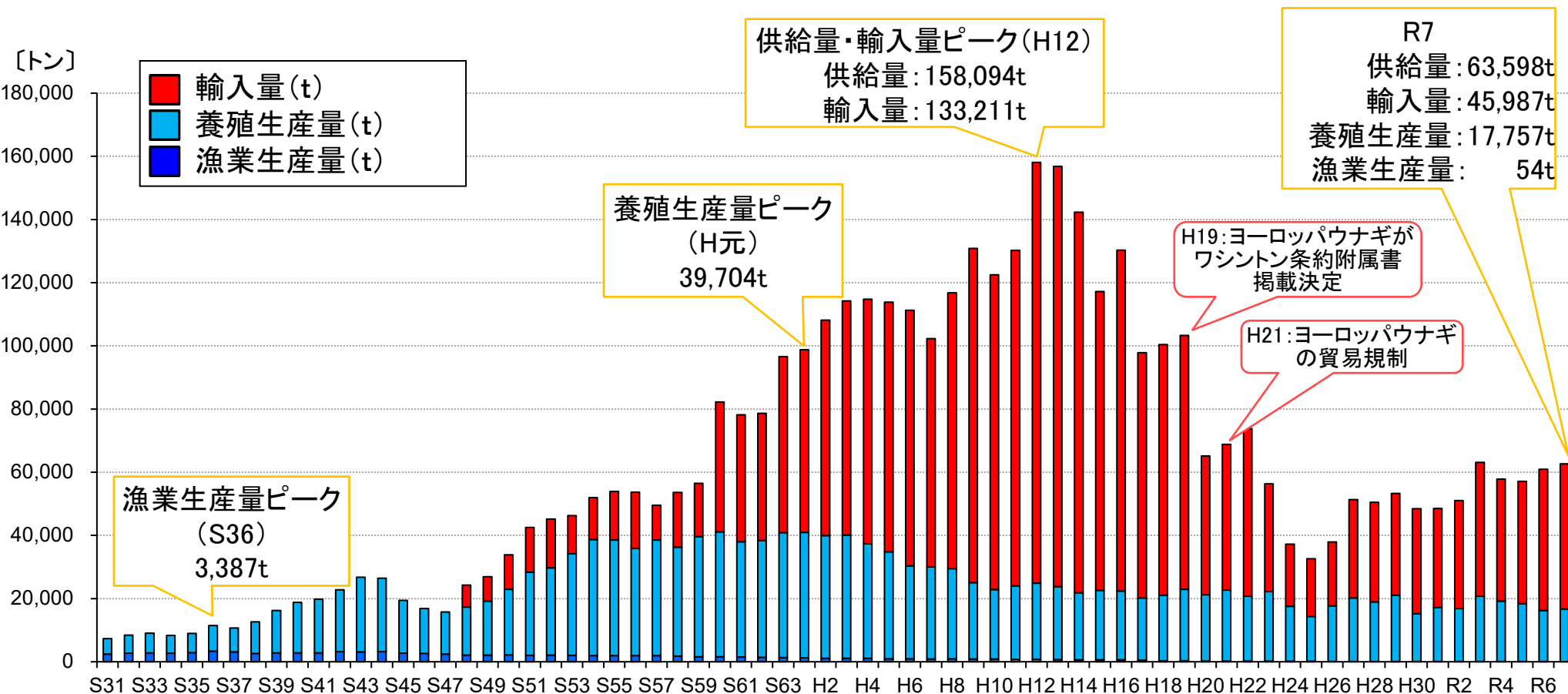


■ うち輸入量
 ■ うち国内採捕量
 — 取引価格

注1: 各年漁期の池入数量は、前年11月～当該年5月までの合計値。平成25年漁期までの池入数量は業界調べ、平成26漁期以降の池入数量は水産庁調べ。取引価格は業界調べ(国産・輸入種苗の平均価格)。
 注2: 輸入量は、貿易統計の「うなぎ(養魚用の稚魚)」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入数量・輸出量から輸入量を差し引いて算出。
 注3: 令和2年漁期は、池入数量上限を超過するおそれが生じたことから、水産庁が都道府県を通じて採捕停止を要請。

我が国におけるウナギ供給量の推移

- ウナギの国内供給量は、昭和60年頃から、中国において日本への輸出を目的としたヨーロッパウナギの養殖が急成長し、平成12年には約16万トンが供給された。その後は減少し、近年では約6万トン程度となっている。
 - 国内で養殖されたウナギは、ほぼニホンウナギ。一方、輸入されたウナギ(成鰻、加工品)については、ニホンウナギのほか、近年はアメリカウナギも含まれる。
- なお、ヨーロッパウナギは平成19年にワシントン条約の附属書Ⅱに掲載され、平成21年から貿易取引の制限対象。



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び財務省「貿易統計」を基に、加工品について原魚量に換算(÷0.6)している。
最新年の漁業生産量・養殖生産量は第1報であり、確報で数値が変わる可能性がある。

ウナギの養殖について（シラスウナギの池入から出荷まで）

- ウナギの養殖方法には、比較的早い時期(11月～翌1月末)に池入れしたシラスウナギを半年間育成して出荷する「単年養殖」と、比較的遅い時期(2月～4月)に池入れしたシラスウナギを1年以上かけて育成して出荷する「周年養殖」に大別される。
- 周年養殖が一般的ではあるが、土用の丑の日に向けてその年の漁期始めに池入れされた「新仔」を出荷する単年養殖を行う事業者も一部存在する。



シラスウナギの池入れ



養殖場にて育成(半年～1年以上)



選別



出荷準備(たて場)



加工場



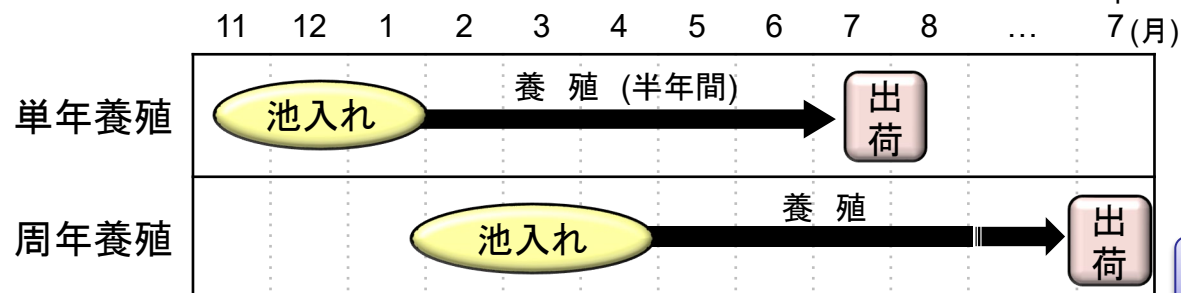
飲食店

■道府県別のうなぎ養殖生産量(令和7年)

(出典:農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」より)

鹿児島県	7,342トン
愛知県	4,279トン
宮崎県	3,128トン
静岡県	1,827トン
その他道府県	981トン
計	17,557トン

■主な養殖期間



ウナギ資源管理対策の推進について

- ニホンウナギの持続的利用を確保していくためには、資源管理を国内のみならず国際的な枠組みの下で実施する必要。
- ニホンウナギを利用する日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイの間で国際的な資源管理に向けた協力を進めている。この枠組みの下、各国・地域でシラスウナギの養殖池への池入数量を制限しており、我が国においても、これらの国・地域間で取り決めた池入数量の制限を適切に実施するとともに、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業についても、資源管理の対策が一層進むよう対応。

国際的な資源管理

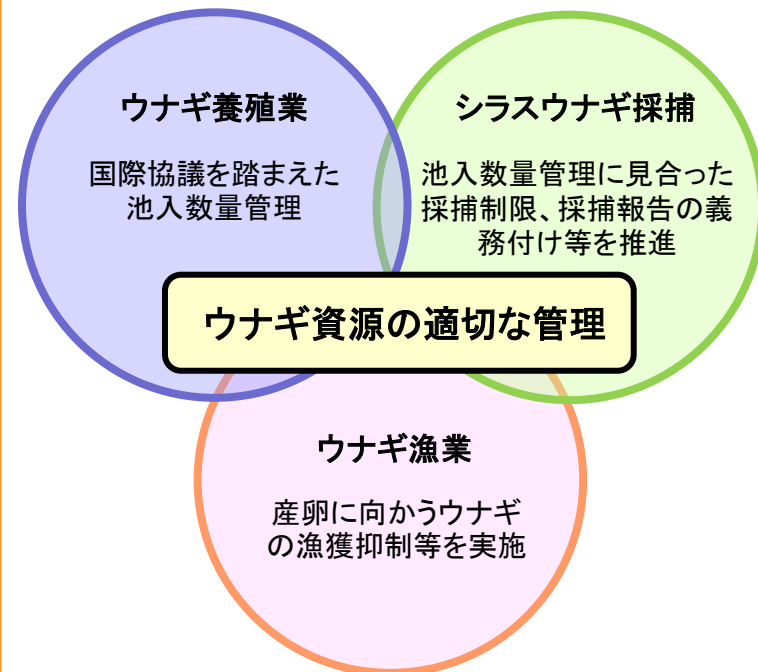
- 平成22年漁期から平成24年漁期(平成21年11月～平成24年10月)にかけてシラスウナギが不漁となった。
- ニホンウナギの資源管理のためには資源が回遊する沿岸国・地域間の連携が必要との考えから、日本が、APECの枠組みの下でこれらの国・地域に働きかけを行い、協力に関する議論が開始。

共同声明概要(平成26年9月)

- (1) ニホンウナギの池入数量を直近年の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年(直近3ヶ年)の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。
- (2) 保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。
- (3) 法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。

国内の資源管理

資源管理を三位一体で推進



両輪で対策を推進

- 平成24年9月よりニホンウナギを利用する主要国・地域である日本、中国、チャイニーズ・タイペイにより協議を開始し、さらに韓国に参加を得て、平成26年9月の第7回協議において、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の保存及び管理に関する共同声明を発出。

<ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議（政府間協議）>

【第1回会合 平成24年9月】	APECの枠組みの下、日本、中国、チャイニーズ・タイペイの3者で議論開始。																													
【第7回会合 平成26年9月】	<p>日本、中国、韓国及びチャイニーズ・タイペイの4者間で、以下を内容とする共同声明を発出。</p> <p>(1)ニホンウナギの池入数量を直近の数量から20%削減し、異種ウナギについては近年(直近3カ年)の水準より増やさないための全ての可能な措置をとる。</p> <p>(2)保存管理措置の効果的な実施を確保するため、各1つの養鰻管理団体を設立する。それぞれの養鰻管理団体が集まり、国際的な養鰻管理組織を設立する。</p> <p>(3)法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。</p> <p style="text-align: center;">■各国・地域の池入数量上限値（単位：トン）</p> <table border="1" data-bbox="486 928 1958 1199"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ニホンウナギ</th> <th colspan="2">その他の種のウナギ</th> </tr> <tr> <th>平成26年漁期実績</th> <th>池入数量上限</th> <th>平成24～26年漁期実績</th> <th>池入数量上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>27.1</td> <td>21.7</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>45.0</td> <td>36.0</td> <td>32.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>13.9</td> <td>11.1</td> <td>14.0</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>チャイニーズ・タイペイ</td> <td>12.5</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table>		ニホンウナギ		その他の種のウナギ		平成26年漁期実績	池入数量上限	平成24～26年漁期実績	池入数量上限	日本	27.1	21.7	3.5	3.5	中国	45.0	36.0	32.0	32.0	韓国	13.9	11.1	14.0	14.0	チャイニーズ・タイペイ	12.5	10.0	10.0	10.0
	ニホンウナギ		その他の種のウナギ																											
	平成26年漁期実績	池入数量上限	平成24～26年漁期実績	池入数量上限																										
日本	27.1	21.7	3.5	3.5																										
中国	45.0	36.0	32.0	32.0																										
韓国	13.9	11.1	14.0	14.0																										
チャイニーズ・タイペイ	12.5	10.0	10.0	10.0																										
【第19回会合 令和8年6月】	共同声明以降に各国・地域がとってきた管理措置のレビュー、次漁期(令和8年の11月～翌年10月)の池入数量上限等についての確認。超過が発生した場合には、速やかに他国・地域に報告し、併せて再発防止策及び是正措置も報告することで総論的な合意が得られた。																													

- ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議を踏まえた国内措置として、日本の養鰻管理団体である「一般社団法人 全日本持続的養鰻機構」を設立(平成26年10月)。民間ベースでのウナギ資源管理の促進や適切な管理の下で養殖されたウナギの利用を促進。
- 各国・地域の養鰻管理団体が集まり、民間ベースでウナギの資源管理について話し合う国際的な団体「持続可能な養鰻同盟(ASEA)」を平成27年に設立。以降、定期的に会合を開催。

持続可能な養鰻同盟(ASEA)

日本

一般社団法人 全日本持続的養鰻機構

ホームページ <https://unagikiko.jp/>

(平成26年10月20日設立)

構成員:34府県の養鰻管理協議会等

中国

中国漁業協会
鰻業工作委員会

韓国

養鰻水産業
協同組合

台湾

財団法人
台湾区鰻魚
発展基金会



ASEA会合(令和7年9月)

○ 国際自然保護連合(IUCN)は、平成26年6月、ニホンウナギを絶滅危惧IB類、バイカラウナギを準絶滅危惧としてレッドリストに掲載。同年11月には、アメリカウナギも絶滅危惧IB類として掲載(ヨーロッパウナギは既に絶滅危惧IA類として掲載済)。

略号	区分	内容	ウナギ類のランク(※2)	具体例(※2)
EX	絶滅(Extinct)	すでに絶滅したと考えられる種		
EW	野生絶滅(Extinct in the Wild)	飼育・栽培下でのみ存続している種		
CR (※1)	絶滅危惧 I A種 (Critically Endangered)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種	● <i>Anguilla anguilla</i> (ヨーロッパウナギ)	
EN (※1)	絶滅危惧 I B種 (Endangered)	I A種ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種	<i>Anguilla japonica</i> (ニホンウナギ) <i>Anguilla rostrata</i> (アメリカウナギ) <i>Anguilla dieffenbachii</i> (ニュージーランドオオウナギ)	ミナミマグロ マナマコ ★ジンベエザメ ★●ラッコ ★トキ
VU (※1)	絶滅危惧 II 種 (Vulnerable)	絶滅の危険が増大している種	<i>Anguilla borneensis</i> (ボルネオウナギ) <i>Anguilla luzonensis</i> (ウグマウナギ)	メバチ ●ニシネズミザメ ★ジュゴン
NT	準絶滅危惧 (Near Threatened)	存続基盤が脆弱な種	<i>Anguilla bicolor</i> (バイカラウナギ) <i>Anguilla mossambica</i> (モザンビークウナギ) <i>Anguilla bengalensis</i> (ベンガルウナギ) <i>Anguilla australis</i> (オーストラリアウナギ) <i>Anguilla nebulosa</i>	トド
DD	情報不足 (Data Deficient)	評価するだけの情報が不足している種	<i>Anguilla celebesensis</i> (セレベスウナギ) <i>Anguilla interioris</i> (インテリアウナギ) <i>Anguilla megastoma</i> (ホリネシアロングフィンウナギ) <i>Anguilla obscura</i> (ホリネシアショートフィンウナギ)	
LC	低懸念 (Least Concern)	上記のいずれにも該当しない種	<i>Anguilla marmorata</i> (オオウナギ) <i>Anguilla reinhardtii</i> (オーストラリアロングフィンウナギ)	大西洋クロマグロ ゼニガタアザラシ

※1 CR,EN,VUが絶滅危惧種

※2 ★は附属書 I 掲載種、●は附属書 II 掲載種

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）

- ワシントン条約(CITES)は、絶滅のおそれのある野生動植物を国際取引による過度な利用から保護することを目的とする。
- 締約国会議(COP:Conference of the Parties)は、2～3年に1回開催。184カ国とEUが加盟。
- 主に附属書 I・II の改正提案について検討。賛成・反対票の合計の2/3以上の賛成で採択される。
- ヨーロッパウナギは、ワシントン条約の附属書 II に掲載(平成21年発効)。EUは、現在、輸出許可書を発給しないことにより実質的に輸出を禁止。

■CITES附属書に掲載されている主な水棲動物種

	附属書 I	附属書 II	附属書 III
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を嚴重に規制しなければ絶滅のおそれのある種 ・附属書掲載種の取引を効果的に取り締まるために規制が必要な種(類似種) 	自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力が必要となる種
規制内容	商業目的の「貿易」及び「公海での漁獲物の水揚げ」の禁止	科学的助言等に基づく、輸出国当局発給の許可書が必要	(掲載国からの輸出)輸出国当局発給の許可書が必要 (上記以外)原産地証明書等が必要
主な掲載水棲種	<ul style="list-style-type: none"> 鯨類(ミンククジラ等) ウミガメ類 シーラカンス類 ジンベエザメ 	<p><u>ヨーロッパウナギ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 鯨類(附属書 I 以外) サメ類(ヨシキリザメ、シュモクザメ類その他) チョウザメ類 タツノオトシゴ類、一部の熱帯ナマコ 	<ul style="list-style-type: none"> フスクスナマコ【エクアドル】 宝石サンゴ(モモイロサンゴ、アカサンゴ、シロサンゴ、ミッドサンゴ)【中国】

ワシントン条約での議論の状況について

- 2025年6月、CITES第20回締約国会議(COP20)に向けて、EU及びパナマは、ニホンウナギを含めたウナギ属の全ての種を附属書Ⅱに掲載する提案を提出。
- 同提案は、科学的根拠に乏しいものであり、我が国は外務省、農水省、経済産業省、環境省を中心に、あらゆる機会を捉えてEUを含む他の締約国に働きかけを実施。同提案は、同年11-12月のCOP20で審議され、多数の国の反対により否決。
- 一方で、各国にウナギ属の保存管理を促す「ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議」が採択。

COP20での議論・結果

- 11月27日、第20回CITES締約国会議の**第一委員会**において、本提案が審議され、秘密投票により、投票。

- 投票結果（投票国 135か国） → **反対多数で否決**

賛成： **35か国**

反対： **100か国**

棄権： **8か国**

※提案は投票国の3分の1を上回る反対があれば否決される。



- 議場では、我が国の他、米国、カナダ、豪州、韓国、中国、インド、フィリピン、ジンバブエ（アフリカグループを代表）、モーリタニア、クウェート、アラブ首長国連邦、フィジー、パプアニューギニアが、本提案に反対を表明。これに対し、賛成の発言は、EU（EU加盟国27か国を代表）の他、英国、モナコ、イスラエル。

- **12月4日、上記結果が全体会合に報告され、本提案の否決が最終決定された。**

- 附属書掲載の議論とは別に、従来からCITESで議論されてきた、各国にウナギ属の保存管理を促す「ウナギ属の取引、保全及び管理に関する決議」がコンセンサスで採択された。

(参考) 国際機関によるウナギ属の附属書II掲載提案の評価結果の概要

- CITES COP20に先立ち、国連食糧農業機関(FAO)専門家助言パネル、CITES事務局及び国際自然保護連合(IUCN)/TRAFFICはウナギ属の附属書II掲載提案に対する評価を公表。概要は以下のとおり。

評価機関	評価結果
国連食糧農業機関(FAO) 専門家助言パネル (出典) Report of the Eighth FAO Expert Advisory Panel for the Assessment of Proposals to Amend Appendices I and II of CITES Concerning Commercially-Exploited Aquatic Species	<ul style="list-style-type: none">・ニホンウナギ及びその他ウナギ種とも、<u>生物学的基準(例:資源減少等)及び類似性基準による附属書掲載基準に合致しない。</u>・ニホンウナギについては、生産性が低い訳ではなく、掲載基準を超える十分な資源量、低い絶滅リスクが示されており、国際取引が個体群減少に与える影響について十分に裏付けされていない。・特に東アジアにおいては、国際的な資源管理枠組と実用的な種判別手法により持続的利用が支えられている。・附属書掲載は、違法取引の増加、資源管理協力の阻害など、意図しない悪影響のリスクを増大させる。
CITES事務局 (出典) Secretariat's assessment of the proposals to amend Appendices I and II	<ul style="list-style-type: none">・提案されているウナギ全種は、ヨーロッパウナギとの類似性から、類似種としての附属書掲載基準には合致する。・<u>資源の減少も理由として提案されているニホンウナギ及びアメリカウナギについては、生物学的附属書掲載基準(例:資源減少等)には合致しない。</u>・事務局は本提案の採択を勧告する。
国際自然保護連合(IUCN) 及びTRAFFIC (出典) IUCN/TRAFFIC analyses of the proposals to amend the CITES Appendices at the 20TH MEETING OF THE CONFERENCE OF THE PARTIES	<ul style="list-style-type: none">・<u>アメリカウナギ及びニホンウナギが、生物学的附属書掲載基準(例:資源減少等)を満たすかどうかを確実に言うことは不可能である。</u>・ウナギ全種は、ヨーロッパウナギの類似種として、附属書掲載基準を満たしている。

うなぎ養殖業における池入数量の管理について

- うなぎ養殖業を内水面漁業振興法に基づく届出養殖業とし、農林水産大臣への届出や池入数量等の報告を義務付け(平成26年11月1日施行)。
- にほんうなぎ及び異種うなぎの種苗の池入数量の制限に係る数量配分ガイドラインに基づき、養殖業者毎の池入数量の上限を設定。
- うなぎ養殖業を内水面漁業振興法(平成27年6月1日施行)に基づく農林水産大臣の指定養殖業とし、大臣の許可の下でうなぎ養殖場毎に種苗の池入数量を制限。

■ 令和8年漁期の許可の概要

平成27年6月1日、うなぎ養殖業を農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定。

- 許可を受けた養殖場の数：507件
(令和7年11月1日現在)
- 許可に基づく池入割当量
(各養殖場毎に割当)
にほんうなぎ 21.7トン
にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5トン
- 許可の有効期間：
令和7年11月1日～令和8年10月31日

許可なくうなぎ養殖業を営んだ場合には、内水面漁業振興法に定める罰則（3年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金）の対象

■ 令和8年漁期におけるうなぎ養殖業の許可件数と池入割当量

(令和7年11月現在の許可件数と池入割当量について、都道府県別に整理)

にほんうなぎ

都道府県名	許可件数	池入割当量 (単位:トン)
千葉県	4	0.1
静岡県	55	2.1
愛知県	117	5.0
三重県	7	0.4
徳島県	27	0.5
香川県	18	0.1
高知県	20	0.6
福岡県	17	0.1
大分県	11	0.2
熊本県	15	0.3
宮崎県	44	3.5
鹿児島県	65	8.6
その他 (19道府県)	37	0.2
全国計	437	21.7

にほんうなぎ以外の種のうなぎ (異種うなぎ)

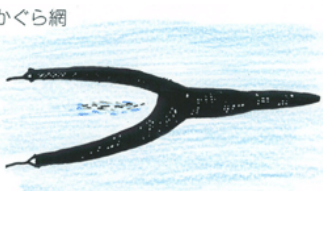
都道府県名	許可件数	池入割当量 (単位:トン)
石川県	4	0.1
愛知県	4	0.4
大阪府	6	0.1
奈良県	34	0.6
鹿児島県	18	0.3
その他 (21道府県)	37	2.0
全国計	103	3.5

シラスウナギ採捕及び流通について

① シラスウナギ採捕の実情について

- シラスウナギは、12月から翌年4月までの期間中の特に新月の夜、河川や海岸線において、網ですくう方法や河川に仕掛けた小型の定置網で採捕する。
- 法律などの規定に基づき水産資源の採捕を制限することは資源管理の手法の一つ。シラスウナギ漁は、都府県知事の許可制としており、自県の養鰻業者数や地域毎に年変動が大きいシラスウナギの来遊時期、来遊量を勘案し、採捕期間や漁法、場所等を制限している。
- シラスウナギは、長さ約6cm、重さ約0.2gとつま楊枝程度の大きさで、ごく少量の水があれば持ち運びができるほか、採捕者は全国で約2万人を超え、1人・1日当たりの採捕数量は数グラムと極めて少量であることなど、他の漁業には見られない特徴がある。

■シラスウナギ採捕方法

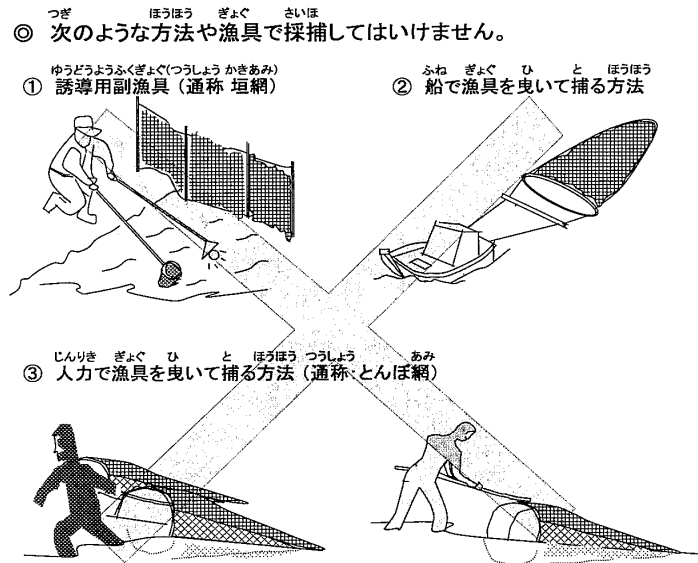


かぐら網 (小型の定置網)



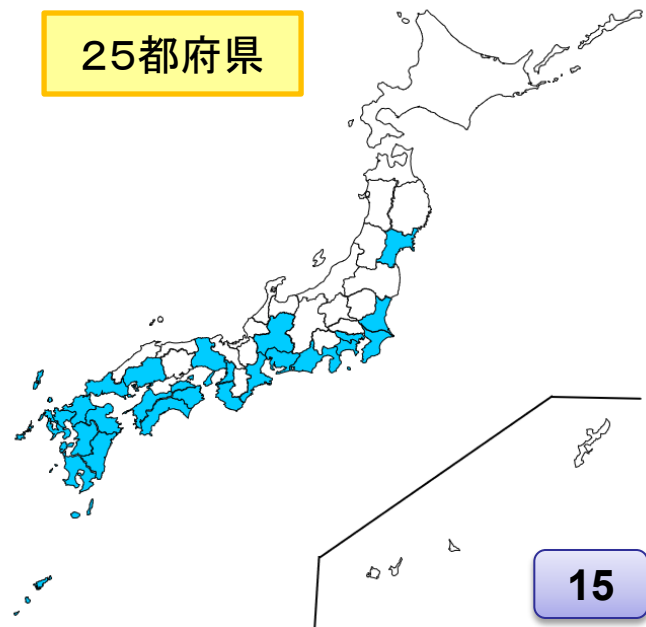
シラスウナギ

■採捕漁具の制限の例



■シラスウナギの漁業の許可等が行われている都府県

25都府県

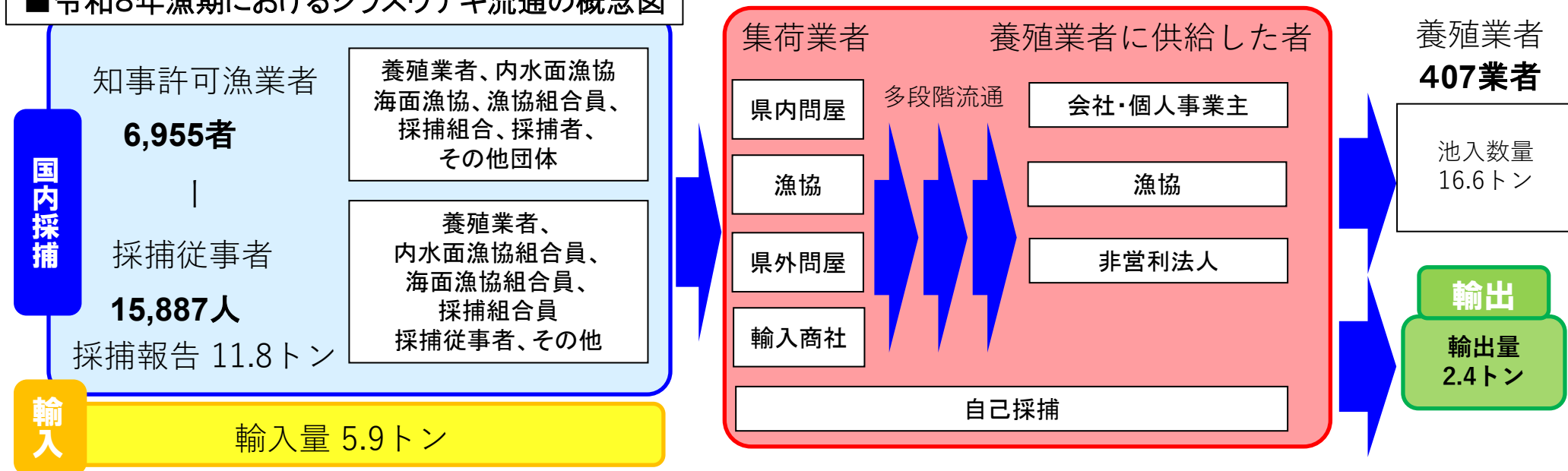


② シラスウナギ流通の実情

- 採捕されたシラスウナギは、集荷業者に集められ、さらに複数の流通業者を經由して、養殖業者に供給される(多段階流通)。
- 流通業者は、シラスウナギを全国から集荷し、養鰻業者が必要とする量にまとめて供給する役割を担っている。
- 令和8年漁期において、国内のシラスウナギの採捕報告数量11.8トン(前年18.2トン)、輸入数量5.9トン(前年3.4トン)、輸出数量2.4トン(前年2.7トン)、差し引き15.4トン(前年19トン)に対し、養殖業者のシラスウナギ池入報告数量は16.6トン(前年18.7トン)であり、1.2トン(前年-0.3トン)の差が生じている。

※:各数値は小数点第2位以下を四捨五入したもの

■ 令和8年漁期におけるシラスウナギ流通の概念図



② ニホンウナギの資源管理強化と不透明な採捕・流通の解消（枠組み構築）

- 資源管理強化のため、漁業法に基づき、令和5年12月、シラスウナギを「特定水産動植物」に指定し、違反時の罰則を強化。これまで特別採捕許可によっていたシラスウナギの採捕を知事許可漁業の対象とした。
- さらに不透明な採捕・流通の解消のため、水産流通適正化法の対象にシラスウナギを指定し、令和7年12月より適用開始。

課題の背景

・特別採捕の許可は自県の養鰻業者への種苗の供給を目的とするものであったため、多くの県で、

- ①出荷先を県内に限定
 - ②買取価格を安価に設定
 - ③極端に少ない採捕可能量に設定
- といったルールが設けられていた。

しかし実際には、より高い価格で買い取る県外養鰻業者への販売が行われ、その分が未報告・過少報告となって、採捕報告数量と水産庁が算出する数量に乖離が生じており、不透明流通として問題視されていた。

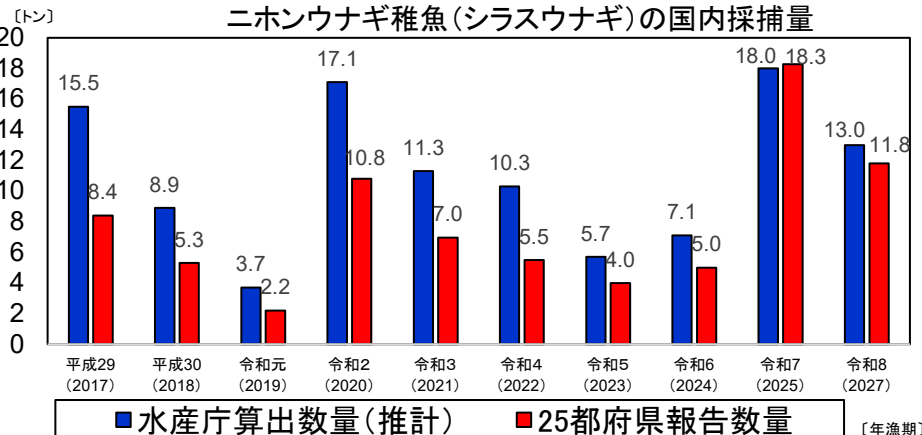
資源管理の強化・不透明な採捕・流通の解消

（罰則強化・知事許可化：令和5年12月）

- ・漁業法に基づきシラスウナギを「特定水産動植物」に指定し、知事許可漁業とすることで罰則を強化
- ・知事許可漁業とするにあたり①根拠のない限定供給や数量設定の解消、②出荷制限・販売制限の解消等からなる技術的助言を発出（令和3年10月8日付け）
- ・写真付き許可書の発行、帽子等の着用義務化等の密漁対策を実施。未報告・過少報告の解消等のため、毎年技術的助言を発出。



写真付き証明書 統一帽子着用



※各年のシラスウナギの採捕量は、前年11月～当該年5月までの合計値。

（水産流通適正化法の適用：令和7年12月）

- ・シラスウナギの採捕事業者及び取扱事業者等の届出義務
- ・取扱事業者間における漁獲番号等の伝達・取引記録の作成・保存義務

罰則強化・知事許可化&水産流通適正化法により、適法に採捕されたシラスウナギのみが流通する枠組みを構築

③ ニホンウナギの資源管理強化と不透明な流通の解消（現場へ導入・実装）

- 漁業法に基づく罰則強化・知事許可化(令和5年12月)及び水産流通適正化法の適用(令和7年12月)は、資源管理の強化と不透明な流通の解消に必要であり、資源や産業の持続性を高めていくためのものという理解を深めていく。
- 地域の実態に即し、現場の理解や管理・報告が機能していく具体的な仕組みを構築していくことが不可欠。

枠組みの構造と対応

シラスウナギ漁獲・流通の適正化

対応①

対応②

知事許可化

水産流通適正化法

主な措置内容

採捕上限見直し

販売制限見直し

主な措置内容

事業者の届出

漁獲番号等の伝達

取引記録作成・保存

対応③ 数量確認・識別機能

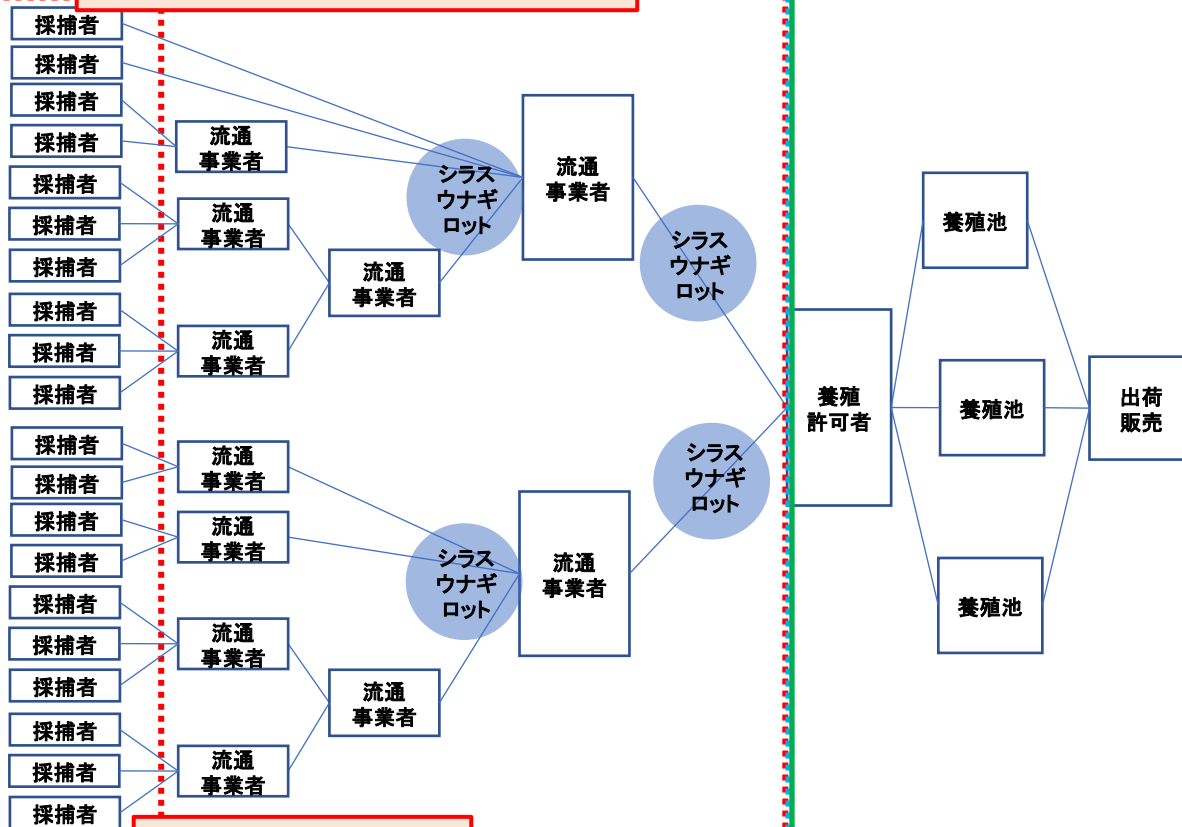
- 現地勉強会や調査により現場の実態や専門家の意見を踏まえながら、
- どのような仕組みであれば、現場で簡便・使いやすく機能する技術を検討し、関係者間で数量等の正しさを確認・識別する機能を実現する技術を導入し具体化していく

適法に採捕されたシラスウナギだけが流通し、資源管理の強化・不透明な流通が解消を目指す。

対応②

水産流通適正化法
(届出・漁獲番号等の伝達・取引記録の作成・保存)

内水面振興法(養殖許可)



対応①

対応③

数量確認・識別機能(制度・技術導入)

池入数量の管理

ウナギ漁業（内水面漁業）

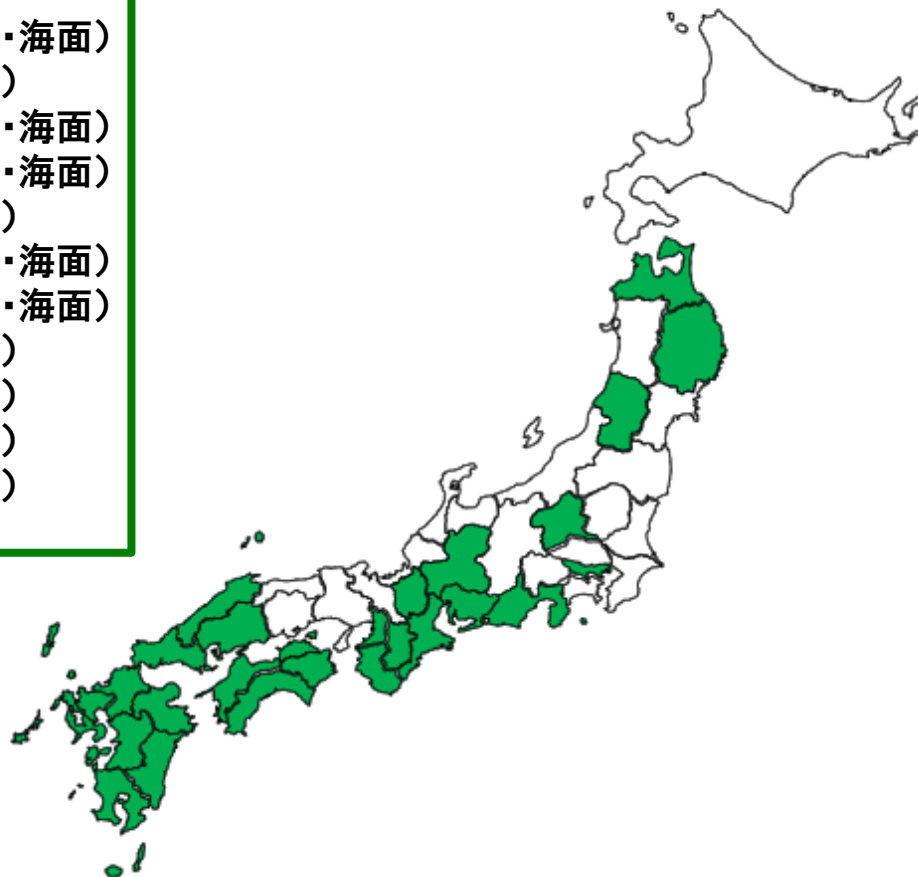
① 河川から海に下るウナギ資源の保護について

- ウナギの漁獲抑制を含むウナギ資源管理に向けた関係者の話し合いを促進するよう全都道府県に依頼するとともに、担当官を派遣して働きかけを実施。
- この結果、主要な養鰻県においては、産卵に向かうために河川から海に下る時期（概ね10月～翌年3月）のウナギの採捕禁止又は自粛等に取り組むことを決定。

【委員会指示によるウナギ採捕禁止】

鹿児島県	:10月～2月(内水面・海面)
宮崎県	:10月～3月(内水面)
熊本県	:10月～3月(内水面・海面)
高知県	:10月～3月(内水面・海面)
青森県	:10月～5月(内水面)
愛媛県	:10月～3月(内水面・海面)
徳島県	:11月～3月(内水面・海面)
静岡県	:10月～2月(内水面)
広島県	:10月～3月(内水面)
岐阜県	:10月～3月(内水面)
島根県	:11月～3月(内水面)

●:ウナギの採捕禁止又は自粛等
に取り組むこととなった県



【自主的な取組】

- 愛知県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
- 福岡県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
- 東京都:下りウナギの再放流を実施。
- 三重県:下りウナギの再放流を実施。
- 奈良県:下りウナギの漁獲を自粛。
- 佐賀県:下りウナギの漁獲自粛や再放流を実施。
- 大分県:下りウナギの漁獲を自粛。
- 山口県:下りウナギの漁獲を自粛。
- 群馬県:下りウナギの漁獲を自粛。
- 和歌山県:下りウナギの漁獲禁止又は自粛。
- 岩手県:下りウナギの漁獲禁止。
- 山形県:下りウナギの漁獲禁止。
- 滋賀県:下りウナギの漁獲自粛や再放流の実施。
- 大阪府:下りウナギの漁獲を自粛。
- 香川県:下りウナギの再放流を実施。
- 長崎県:下りウナギの漁獲自粛や再放流の実施。

② 内水面漁業者によるウナギの生育環境の整備（石倉設置の取組）

- ウナギの生息環境改善のため、ウナギの隠れ処となるとともに、餌となる生物(エビ類等)を増やす効果が期待される石倉増殖礁(石を積み上げて網で囲った工作物)を設置する取組を推進。
- 平成28年～令和5年まで実施した鰻生息環境改善支援事業により、86箇所に石倉増殖礁を設置・モニタリングを行って効果を検証し、関係者に普及。

鰻生息環境改善支援事業
(水産庁補助事業)により
石倉増殖礁を設置した河川
(19府県40河川2湖沼86箇所)

府県	河川
岩手県	盛川、久慈川、閉伊川
山形県	田沢川
福島県	請戸川、久慈川 高瀬川、富岡川、熊川
栃木県	渡良瀬川
埼玉県	都幾川、入間川
富山県	庄川
福井県	三方湖
岐阜県	武儀川
静岡県	興津川 天竜川支流二俣川、 保津川
京都府	揖保川、加古川、 矢田川
兵庫県	宍道湖
島根県	榎野川、錦川、 錦川支流保木川・御庄川
山口県	岩松川、加茂川
愛媛県	佐井川
福岡県	緑川
熊本県	大野川、桂川
大分県	広渡川、北川、祝子川
宮崎県	小丸川、酒谷川
鹿児島県	甲突川、高尾野川、 網掛川、万之瀬川、 米ノ津川



■ 石倉増殖礁



石倉を利用するウナギ



下りウナギも石倉を利用することが明らかになっている



様々な成長段階の
ウナギが利用



石倉内の餌生物
(エビ類、カニ類、ハゼ類等)

■ モニタリング調査結果

③ ウナギ生息環境改善の効果的な推進

○ ウナギの生息にとって、石倉増殖礁のような棲み場・えさ場・隠れ場となる構造物が、生息数を拡大させる上で効果があることがわかってきており、関係省庁において、情報共有等の連携により各機関における取組を推進。

環境省

ウナギにとって好適な河川環境の保全・再生の考え方等を取りまとめ

環境省による現地調査データ及び追加的な事例調査を通じ、ニホンウナギの河川・沿岸環境における好適な生息環境の条件を分析し、その保全・再生に関する考え方、技術的手法を取りまとめ

検討会オブザーバー 水産庁、国土交通省

水産庁

石倉増殖礁の効果検証
及び
ウナギの生息に適した石倉増殖礁や石倉簡易魚道の構造等を手引きとして取りまとめ



連携

国土交通省

河川環境の保全・再生

自然な蛇行を生かして瀬や淵を再生

(「多自然川づくり」の推進)

- ・瀬や淵の再生
- ・ワンドの再生
- ・河川の連続性の確保
- ・湿地の再生
- ・既設構造物の改良など



連続性の確保(魚道の設置)

ワンドの再生



漁業者

日常の漁場環境保全の活動において石倉増殖礁を活用



ウナギに関する調査・研究

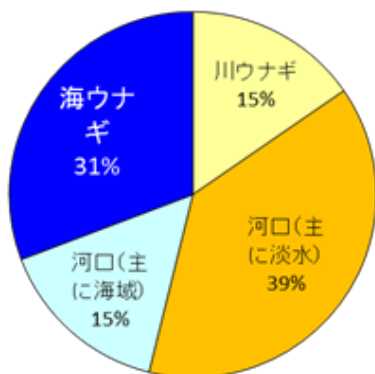
① ウナギの生態、放流に関する調査・研究について

- 河川及び海域(沿岸域や汽水域)でのウナギの移動状況や生息状況についての調査やシラスウナギの周年を通じた来遊状況の調査によりウナギの基礎的情報を収集。
- 天然に近い放流用種苗を育成するため、通常の飼育では育成が難しいメスの放流親ウナギの育成試験を実施したり、サイズや場所を変えてウナギを放流し、その生き残りを把握・比較することで効果的な放流手法を検討する調査を実施。

■ ウナギの生態等に係る調査

淡水域での生活履歴をほとんど有さない、いわゆる「海ウナギ」が存在することがわかってきており、再生産に寄与している可能性が高いことが示唆。

そこで、平成28年度より、河川域での移動状況や生活史に係る調査に加え、海ウナギの生息状況や生態についての知見を収集するための事業を開始。



産卵場で採集された親ウナギの5割弱が海水履歴



来遊量調査



発育段階の分析

■ 効果的な放流手法の検討

様々な手法でウナギの放流を行い、その生残状況を把握・比較。

放流したニホンウナギの生き残りを高め、産卵に寄与するウナギ資源の増大に資する放流手法の開発につなげ得る、効果的な放流手法を検討。



タグをつけて様々な手法で放流



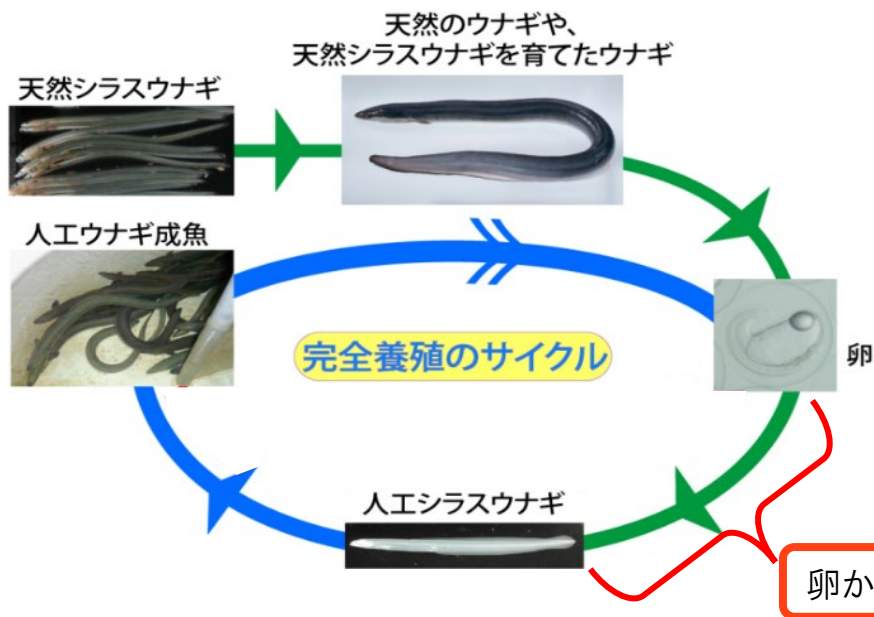
採捕調査



生き残り状況・成長・成熟を把握

② ウナギ種苗（シラスウナギ）生産技術開発の現状

- (国研)水産研究・教育機構は、人工シラスウナギを親魚まで育て、その親魚から得た卵をふ化させる完全養殖に世界で初めて成功。現在では計画的な採卵と年間数万尾のシラスウナギの生産が可能に。
- 人工シラスウナギの生産コストは、天然シラスウナギ高騰年の取引価格と比べても約3倍に上ることから、コストダウンを含めた効率的かつ安定的な大量生産技術の開発が最大の課題。



ウナギ種苗生産技術開発の経過

- 1990年代より卵からシラスウナギまで育てる技術開発を開始。
- 平成14年に独立行政法人 水産総合研究センター(現(国研)水産研究・教育機構)が世界で初めて卵からシラスウナギまでの人工飼育に成功。
- 平成22年には(国研)水産研究・教育機構が世界で初めて「完全養殖」に成功。
- 令和5年には年間数万尾のシラスウナギの生産が可能に。

卵からシラスウナギを大量生産する技術が実用化されていない

水産庁における種苗生産技術開発の進捗状況(ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業(平成29年度～))

- 天然シラスウナギの取引価格は1尾180～600円(平成24年～令和5年漁期)であるのに対し、人工シラスウナギの生産コストは1尾約1,800円(令和5年度)であり、さらなるコストダウンに取り組み、社会実装を目指す。
- これまでの成果を活用し、(国研)水産研究・教育機構を中心とした多分野の産学官が連携し、成長・生残の良好な飼料、生産性の高い飼育水槽、自動給餌システムの開発等、シラスウナギを効率的かつ安定的に大量生産する技術開発を進める。